

(平成27年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

関東千葉厚生年金 事案 5717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 14 日まで
私は、申立期間において、A事業所に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 33 年 1 月 1 日から 41 年 5 月 27 日までの期間及び 55 年 11 月 17 日から平成 19 年 6 月 25 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 41 年 5 月 27 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同事業所が適用事業所となった 55 年 11 月 17 日に被保険者資格を取得した者は 3 人確認できるところ、そのうちの一人は、同事業所が適用事業所となっていない期間も継続して同事業所に勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていない旨回答している上、もう一人については、オンライン記録により、同事業所が適用事業所となっていない全期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に、昭和 48 年 4 月 1 日にA事業所において、雇用保険被保険者資格を取得している二人は、同事業所において 55 年 11

月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、いずれも同資格を取得する前は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。